

憲章制定
4周年

日本経済の回復は 中小企業憲章の 理念具現化で!

2010年6月に中小企業憲章が制定されて4年が経ちます。中小企業家同友会全国協議会では、制定の翌年より6月を中小企業憲章・条例推進月間として、全国一斉に中小企業憲章と中小企業振興基本条例の推進運動に取り組んでいます。地域経済を支える中小企業への期待はますます高まり、これまでに中小企業振興基本条例も、31県116市区町(2014年4月現在)で制定されました。また、中小企業小規模企業への支援施策や予算なども過去に例がないほど充実しています。それを活かすのは、私たち中小企業・小規模企業なのです。

今年もまた、憲章・条例推進月間の取り組みとして、大勉強会を開催します。国の中小企業に対する思いや取り組みなど、共に学び、明日からの企業づくりと地域づくりに活かしていきましょう。

参加
無料

講演

中小企業憲章の理念に基づく政策の具現化と 「小規模企業振興基本法」制定の意義

中小企業庁長官 北川 慎介氏



中小企業庁長官 北川 慎介氏

日時・場所

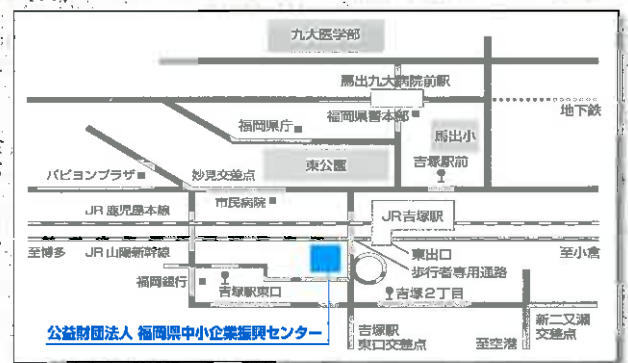
2014年 6月 30日(月)

開会 15時～閉会 17時45分(14時30分受付)

福岡県中小企業振興センター 202会議室

福岡市博多区吉塚本町9番15号

※JR吉塚駅の東出口を出てすぐ右にあります。



主催：福岡県中小企業家同友会



この方向にFAXを
流して下さい。
※送信間隔に十分ご注意ください。

FAX専用 参加申込み用紙
FAX 092-686-1230



中小企業憲章・条例推進月間(6月)大勉強会

「日本経済の回復は中小企業憲章の理念具現化で！」

2014年6月30日(月) 福岡県中小企業振興センター 202会議室

中小企業憲章

2010年6月18日 閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

福岡県中小企業家同友会とは？

同友会は“自立的で質の高い”企業づくりをめざしています

中小企業家同友会は、「中小企業の経営を良くしたい」という目的のもと、1957年4月東京で設立され、1963年3月に福岡県中小企業家同友会が誕生しました。

現在、全国47都道府県約43,000名が加盟。福岡県下には、20支部があり、約2,000名の会員が活動しています。

一人ひとりが主人公として知恵と経験を出し合い、本音で謙虚に学びあい、学んだことを自社に取り入れ、実践して、自社の経営力強化に役立てています。

申込み方法

下の申込用紙に必要事項を記入して、そのままFAXでお送りください。

「中小企業憲章」に関してのご意見、ご質問、ご感想などありましたらご自由にお書きください。

申込みの締め切りは 2014年6月25日(水)です。*お早めにお申込み下さい。

会社名・団体名	お名前
住所	TEL
	FAX
ご同伴の方がいらっしゃる場合は、お名前をご記入ください。	
●ご意見、ご質問、ご感想など	

お問合せ先



福岡県中小企業家同友会

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル11F
TEL 092-686-1234 FAX 092-686-1230 <http://www.fukuoka.doyu.jp>